府　令　・　省　令

○経済産業省令第六号
財務省令第四十号
内閣府令第三号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年七月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫
財務大臣　与謝野　馨
経済産業大臣　二階　俊博

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省経済産業省内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項中「、第五号チ並びに第六号」を「並びに第五号チ」に改め、同項第六号中「事業年度の末日」の下に「（中間説明書類にあっては、中間事業年度の末日）」を加える。

第八十四条中「、第三号ホ及び第四号」を「及び第三号ホ」に改め、同条第四号中「事業年度の末日」の下に「（中間説明書類にあっては、中間事業年度の末日）」を加える。

別紙様式第一号第２記載上の注意１(1)を次のように改める。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第三号第２の２記載上の注意１(1)を次のように改める。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
④　当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第五号第１中間貸借対照表の記載上の注意１(1)を次のように改める。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第五号第２中間貸借対照表の記載上の注意１(1)を次のように改める。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第七号第１中間連結貸借対照表の記載上の注意２(1)を次のように改める。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
④　当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第七号第２中間連結貸借対照表の記載上の注意１(1)を次のように改める。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
④　当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

附　則

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

第二条　株式会社商工組合中央金庫法第五十三条第一項に規定する中間事業年度に係る説明書類の記載事項のうちこの命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「新規則」という。）第八十三条第一項に規定する事項及び同法第五十三条第二項に規定する中間事業年度に係る説明書類の記載事項のうち新規則第八十四条に規定する事項については、平成二十一年四月一日以後に開始した中間事業年度（同法第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係るものについて適用し、同日前に開始した中間事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2　新規則別紙様式は、平成二十一年四月一日以後に開始した中間事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した中間事業年度に係る書類については、なお従前の例による。